

田村市住宅環境整備子ども応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの住環境の整備に要する住宅改修を実施した世帯の15歳以下の子どもを持つ子育て世帯を対象として予算の範囲内で補助金を交付することについて、田村市補助金等の交付等に関する規則（平成17年3月1日田村市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 住宅 専用の玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、独立して生計を営むことができるように建築された家屋で、居住部分の床面積が50平方メートル以上のものをいう。
- (2) 子育て世帯 0歳から15歳までの子どもを持つ世帯をいう。
- (3) 空き家 田村市空き家・空き地情報バンクに登録されている空き家をいう。
- (4) 実家 子育て世帯の二親等内の直系尊属が住む家をいう。
- (5) 定住 永住又は5年以上に渡って居住する意志を持って住民登録をし、市内に生活の本拠を置くことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の種類及び補助対象者並びに補助要件は次の全てを満たすものとする。

補助金の種類	補助対象者及び補助要件
空き家改修補助金	(1) 申請書提出日において、市外から定住する0歳から15歳の子どもを持つ世帯。 (2) 空き家を購入又は賃借した者。 (3) 住宅の改修費用が150万円以上であること。
実家改修補助金	(1) 申請書提出日において、市内在住で実家の改修に伴い転居する0歳から15歳の子どもを持つ世帯。 (2) 市内在住者で実家以外に居住している者が実家を改修し2世代以上で同居する者。 (3) 住宅の改修費用が150万円以上であること。

2 補助対象者は、前項で掲げる要件のほか、次の各号に掲げるすべてに該当する者とする。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯であること。
- (3) 世帯の全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 世帯の全員に過去に、この要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。

- 3 第1項に規定する補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が自ら定住する目的で取得または改修を行う事業であって、この補助金の交付決定を受けた日の属する年度から翌年度までに完了する事業とする。

(補助金の額)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助額は次の表に掲げるとおりとする。

空き家改修補助金	台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等の改修その他住宅の機能向上のために行う修繕及び設備改善に要する経費	住宅改修費が150万円以上改修に対し子ども1人あたり10万円を補助する。
実家改修補助金		

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金等の交付をする者は、田村市住宅環境整備子ども応援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、購入住宅の改修、実家改修の場合、改修工事完了年度の翌年度末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 市税完納証明書(様式第3号)
- (4) 見積書の写し
- (5) 住宅の位置図、配置図及び平面図
- (6) 空き家の賃貸契約書の写し(空き家改修補助金申請のみ)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、規則第7条の規定により田村市住宅環境整備子ども応援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により補助申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者等は、補助金の交付決定を受けた住宅に居住し転居等の手続きが完了したときはすみやかに田村市住宅環境整備子ども応援事業補助金実績報告書(様式第5号)を提出するものとし、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し(実家改修の場合、親世帯を含む)
- (2) 工事契約にかかる請求書又は領収書の写し
- (3) 工事中及び完成後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付請求)

第8条 補助事業者は、前項により補助金の交付を受けようとするときは、田村市住宅環境整備子ども応援事業補助金補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し、補助金額の変更及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が第3条及び第5条に規定する要件を欠いたと認めるときその他偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(市内事業者の活用)

第10条 補助事業者は、本事業による改修を、市内に本店又は営業所等を有する事業者に発注して施工するよう努めなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。